

# 予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：総務費 項：企画開発費 目：県民生活行政費

## 事業名 犯罪被害遺児激励金

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

環境生活部 県民生活課 交通安全・コミュニティ係

電話番号：058-272-1111 (内 2391)

E-mail：[c11261@pref.gifu.lg.jp](mailto:c11261@pref.gifu.lg.jp)

1 事業費 259 千円 (前年度予算額：259 千円)

### <財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産 収入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	259	0	0	0	0	50	0	0	209
要求額	259	0	0	0	0	50	0	0	209
決定額									

## 2 要求内容

### (1) 要求の趣旨 (現状と課題)

通り魔殺人等の故意の犯罪行為により、被害を被った者及びその家族・遺族は、近親者を失うなどの直接的被害に加え、精神的ショックや身体の不調、失職等による経済的困窮、周囲の人々の無理解、過剰なマスコミ報道などの二次被害にさらされ苦しんでいる。

犯罪被害遺児の救済を図るとともに、激励金制度を通じて、広く県民等に犯罪被害者等がおかれている状況等の理解と協力を求める必要がある。

### (2) 事業内容

犯罪被害で親等を亡くした高校生以下の遺児に対し、「こどもの日」に合わせて激励金を支給することにより、くじけることなく健やかに、たくましく成長し、勉学に励むことができるよう激励する。

### <支給対象>

毎年5月5日現在、親等を犯罪被害により亡くした、義務教育終了までの遺児及び高等学校在学中までの遺児 (ただし20歳以上の者は除く)

- ・親 等：生計を共にしている父母又はそれに代わる者
- ・犯罪被害：日本国内又は日本国外にある日本船舶・日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（過失犯を除く）による死亡（犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律第2条第1項に規定）

< 激励金支給額（1人当たり） >

乳幼児・小学生	中学生	高校生(20歳未満)
15千円	20千円	25千円

### (3) 県負担・補助率の考え方

犯罪被害者等基本法第5条に基づき県施策を実施するため

### (4) 類似事業の有無

無

## 3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
報償費	235	犯罪被害遺児への激励金
需用費	5	感謝状用紙等
役務費	19	感謝状筆耕・郵送料
合計	259	

## 決定額の考え方

## 4 参考事項

### (1) 各種計画での位置づけ

「犯罪被害者等基本法(H17.4施行)」及び「犯罪被害者等基本計画(H17.12閣議決定)」において、地方公共団体の責務として地域状況に応じた施策を策定し、実施することとされている。

### (2) 後年度の財政負担

犯罪被害者等に対する救済措置として行政が直接支援でき、かつ寄附者の意向に沿った事業であることから、今後も継続していく。

### (3) 事業主体及びその妥当性

地域と一体となって、犯罪や事故の撲滅・防止を図り、安心して暮らせる地域をつくるため、県がその主体的役割を果たすことが妥当である。

# 事業評価調書

新規要求事業

継続要求事業

## 1 事業の目標と成果

### (事業目標)

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか  
犯罪被害で親等を亡くした高校生以下の遺児に対し、「こどもの日」に合わせて激励金を支給することにより、健やかにたくましく成長し、勉学に励むことができるよう激励する。

### (目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業 開始前	指標の推移			現在値 (前々年度末時点)	目標	達成率
	(H )	(H )	(H )	(H )	(H )	(H )	%

### ○指標を設定することができない場合の理由

遺児に激励金を支給するものであり、指標を設定することになじまない。

### (前年度の取組)

・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）

#### 【R1 激励金支給実績】

・小学生	2人	30,000円	
・中学生	2人	40,000円	
			計 4人 70,000円

### (前年度の成果)

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果  
遺児4人に激励金を支給し、犯罪被害者等の救済を図った。

## 2 事業の評価と課題

### (事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い     △：必要性が低い</li> </ul>	
(評価) ○	犯罪被害者等（特に親等を亡くした若年層）に対する救済措置として行政が直接支援する事業であり、事業の必要性は高い。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている △：まだ期待どおりの成果が得られていない</li> </ul>	
(評価) ○	親等を亡くした遺児に対する一助となっている。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている     △：向上の余地がある</li> </ul>	
(評価) ○	特になし。

### (今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業が直面する課題や改善が必要な事項</li> </ul> <p>本業務には継続的に寄附をいただいているが、経済状況等により寄附が滞る場合もある。</p>
---

### (次年度の方向性)

<ul style="list-style-type: none"> <li>・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか</li> </ul> <p>犯罪被害者等の救済を図るうえで、事業を継続していく必要がある。</p>
---

### (他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	
組み合わせて実施する理由や期待する効果 など	